

第114号議案

新宮町農産物直販所の指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月2日提出

新宮町長 桐島光昭

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1 施設の名称 | 新宮町農産物直販所 |
| 2 指定管理者 | |
| (1) 所在地 | 柏屋町大字大隈1229番地 |
| (2) 名称及び代表者 | 柏屋農業協同組合
代表理事組合長 安河内 豊 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

理由

新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年新宮町条例第11号）第6条第1項の規定に基づき、新宮町農産物直販所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものである。

新宮町農産物直販所に係る指定候補者の選定（特例）について

1 指定組織

新宮町指定管理者選定検討委員会

委員長 財間副町長

委 員 高木政策経営課長、森総務課長、安河内地域協働課長、
森産業振興課長、稻光都市整備課長

2 委員会等の開催経過

日程	内容
令和7年8月5日（火）	第1回指定管理者選定検討委員会 (公募・特例の別、指定期間、選定スケジュール、募集要項及び仕様書の検討)
令和7年11月6日（木）	第2回指定管理者選定検討委員会 (書類審査、指定管理候補者の決定)

3 指定候補者

柏屋農業協同組合

（代表者）代表理事組合長 安河内 豊

（主たる事務所の所在地）福岡県糟屋郡柏屋町大字大隈1229番地

4 選定理由

新宮町農産物直販所（ひとまるの里）は、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）の規定による指定管理者として平成18年度から柏屋農業協同組合を指定してきた。

柏屋農業協同組合については、平成15年の開設当初から本施設の設置目的である地域農業の振興と地産地消の推進、地域住民への安全・安心な農産物の提供という役割を果たしてきている。また、平成22年10月からは加工施設を利用して、地元農産物加工品の製造販売や、トレーサビリティ（生産地情報等の記録・提供）も実施するなど、更なる地産地消の推進や地域住民への安全・安心な農産物の提供に努めている。今後もこの方向性を進展させていくため、条例第5条の規定による「特例選定」として、令和8年4月1日から5年間、柏屋農業協同組合を指定候補者とすることについて全員一致で決定した。